## 香川県漁業士の認定

平成 31 年 3 月

## 1 香川県漁業士認定の趣旨

優れた漁業青年の養成、中核的漁業者の選出を行い、適格者として認められる者を香川県青年漁業士、香川県指導漁業士(以下、指導漁業士、青年漁業士)として認定し、地域漁村のリーダーとしての役割を助長し、活力ある漁村社会の形成を推進させる(香川県漁業士認定要綱(以下、認定要綱)第1)。

本日現在、青年漁業士は19名、指導漁業士は102名(うち女性16名)となっている。

## 2 認定候補の選考審査

香川県漁業士について、県内の漁業協同組合及び関係市町へ候補者の選出を依頼 したところ、指導漁業士3名の候補者について、認定要綱第5に基づく認定証交付 申請書、身上調書及び推薦書の提出があった。

この3名の候補者の選考審査について、認定要綱第6の規定に基づき、香川県水 産審議会に対し、知事から諮問があった。

## 3 認定及び認定証の授与

本日の選考審査結果を3月18日(月)に開催される香川県水産審議会へ報告し、 審議会において承認が得られれば、指導漁業士として認定し、認定証を交付する。 認定証交付式は、4月9日(火)を予定している。